
飯島町地域公共交通の策定について

I .飯島町地域公共交通の現状と課題

飯島町の地域公共交通を取り巻く状況①

モータリゼーションの進展や人口減少などによって、地域公共交通の利用者は減少傾向にあり、交通事業者の独立採算では維持することが困難なっています。一方、高齢化の進展によって、免許返納後の移動手段が求められるなど、地域公共交通の必要性は高まっています。

地域の公共交通を取り巻く環境は、今後さらなる少子高齢社会となり大きな転換点を迎える・・・

※モータリゼーションとは、自動車の普及による社会の変化を指す言葉で、自動車が日常生活で欠かせないものとなる現象
 ※コミュニティバスとは、地域住民の生活を支えるために、自治体などが運行するバスのこと
 ※デマンド型交通とは、利用者の需要や要望に応じて、予約により運行する公共交通システムのこと

圏域名	市町村
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
上田	上田市、東御市、長和町、青木村
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
南信州	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、赤木村、天龍村、泰阜村、高木村、豊丘村、大鹿村
木曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
北アルプス	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村



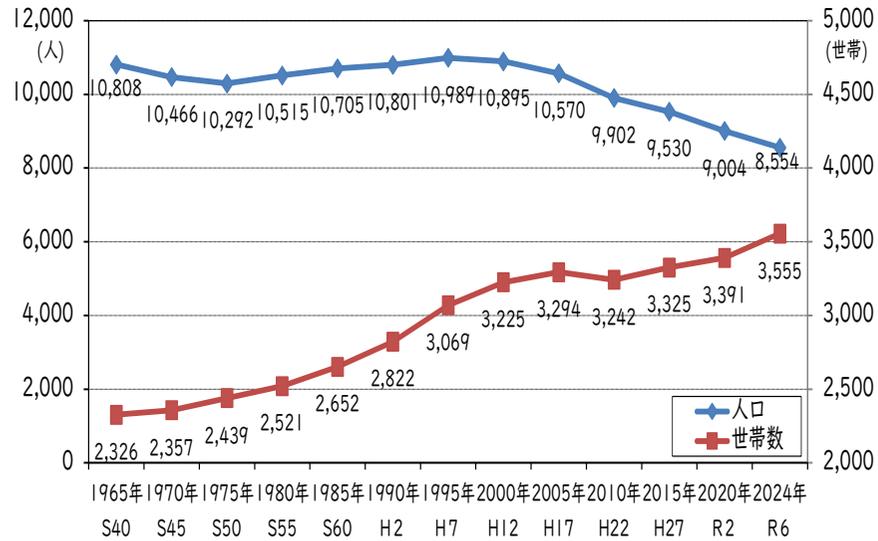
上伊那郡内の交通状況

項目	伊那市	駒ヶ根市	辰野町	箕輪町	中川村	南箕輪村	宮田村	飯島町
① 市町村内の移動								
市町村が運営する公共交通	路線バス デマンド交通 (ぐるっとタクシー、デジタルタクシー)	路線バス デマンド交通 ライドシェア	路線バス デマンド交通	路線バス デマンド交通	路線バス デマンド交通 ※村直営	路線バス	—	路線バス デマンド交通
主な利用者	交通弱者、高校生・養護学校生、小学生	高齢者 観光客	高齢者 小学生	高齢者 中学生	高校生 高齢者	高校生 養護学校生 高齢者	高齢者 障がい者	高齢者
主な接続先	J R 駅、バスターミナル、医療機関	J R 駅、バスターミナル、医療機関、駒ヶ根ファームス、養命酒	J R 駅、スーパー、役場、医療機関、金融機関等	J R 駅、役場、医療機関、スーパー、ながたの湯等	J R 駅、役場、医療機関、スーパー等	J R 駅、役場、学校、大芝高原等	医療機関、役場、スーパー	J R 駅、役場、医療機関等
課題等	①利用者状況による路線の見直し ②運転手の確保 ③財政負担	①利用者の減少 ②タクシー事業者との共存 ③財政負担	①デマンド交通予約の煩雑さ ②運転手の確保 ③財政負担	①運転手の確保 ②財政負担	①運転手の高齢化 ②デマンド交通の乗り合い率の向上 ③料金体系の研究	①路線・停留所の見直し	①タクシー事業者の維持	①利用者減少 ②運転手の確保 ③事業者の動向 ④財政負担
② 市町村間の移動	J R、バス (伊那本線、西箕輪線、高速バス)	J R、バス (高速バス)	J R、バス (高速バス)	J R、バス (伊那本線、高速バス)	J R、バス (高速バス)	J R、バス (伊那本線、西箕輪線、高速バス)	J R、バス (伊那本線、高速バス)	J R、バス (高速バス)

飯島町の地域公共交通を取り巻く状況②

飯島町の人口の現状分析

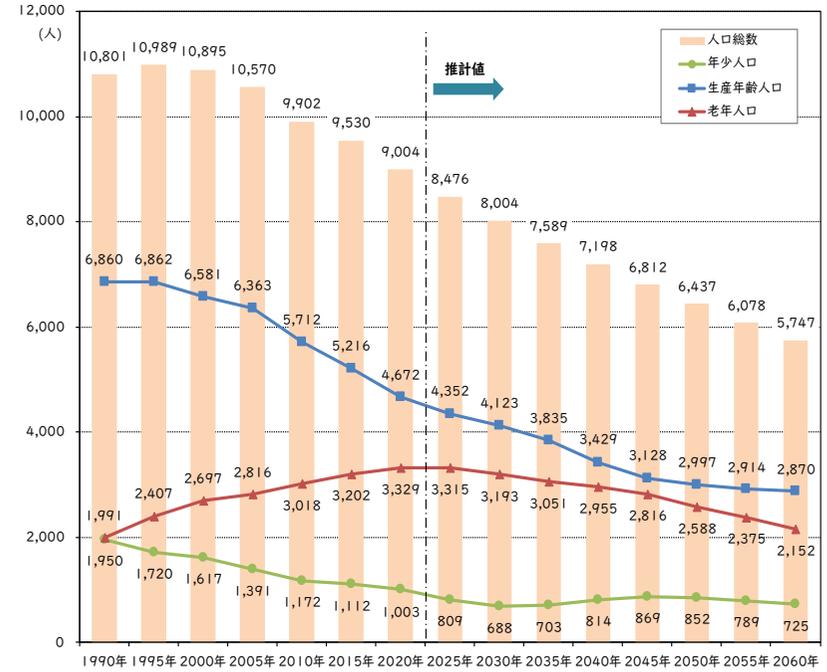
図表1 人口・世帯の推移



人口の推移を見ると20年前まではおおむね1万人を維持していました。1995年(平成7年)をピークに減少に転じ、2024年(令和6年)には8,554人となり、約30年間で約2,400人、2割以上の減少となっています。

一方、世帯数は一貫して増加傾向にあり、1965年(昭和40年)の2,326世帯から2024年(令和6年)には3,555世帯と約1.5倍に増加しました。

図表2 総人口・年齢3区分別人口の推移 (人口の将来展望)



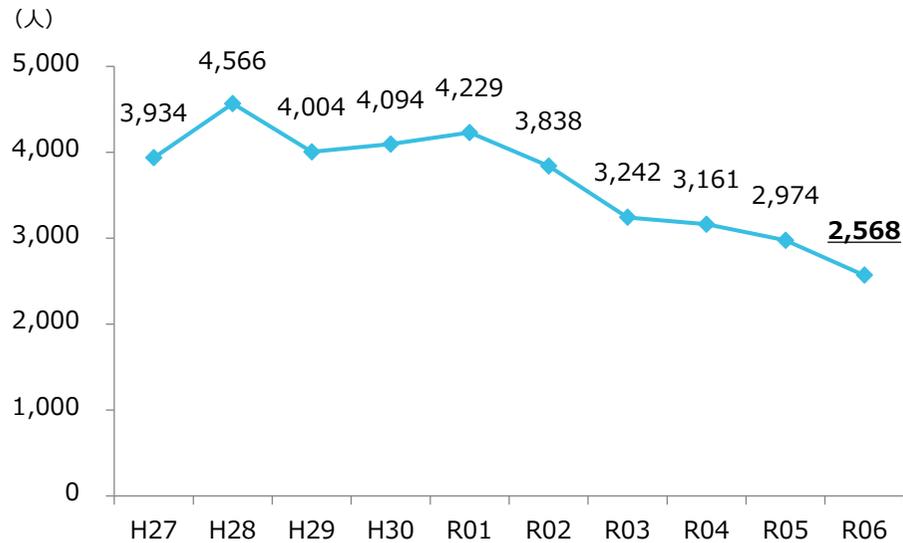
	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
年少人口割合	18.1%	15.7%	14.8%	13.2%	11.8%	11.7%	11.1%	9.5%	8.6%	9.3%	11.3%	12.8%	13.2%	13.0%	12.6%
生産年齢人口割合	63.5%	62.4%	60.4%	60.2%	57.7%	54.7%	51.9%	51.3%	51.5%	50.5%	47.6%	45.9%	46.6%	47.9%	49.9%
老年人口割合	18.4%	21.9%	24.8%	26.6%	30.5%	33.6%	37.0%	39.1%	39.9%	40.2%	41.1%	41.3%	40.2%	39.1%	37.4%

(出所) 飯島町人口ビジョン(2025(令和7)年7月改訂) (図表1、図表2)

飯島町の地域公共交通を取り巻く状況③

循環バス（いいちゃんバス）事業（地域線+病院線）

図表3 年度別利用実績



【路線】4路線（病院線（1）地域線（3））

【令和6年度】

- 運行日数：令和6年4月1日～令和7年3月31日（240日）
- 利用状況：前年度比較7.8ポイント減少
 - ①地域線：約1,000人
1,000人／運行日数240日＝4人／日
 - ②病院線：約1,500人
1,500人／運行日数240日＝6人／日
- 事業費：約15,200千円
(需用費681千円、役務費65千円、委託料14,440千円、公課費14千円)
- 特定要件者登録制度（自宅付近の公道で乗降可）：
 - ①登録者数58名（令和7年3月末時点）前年比17人増
- 飯島町運転免許証自主返納等支援事業：
 - ①乗車券5,000円分（200円×25枚綴）を交付
 - ②申請者数33名（令和7年3月末時点）前年比15名増

（出所）企画政策課企画係資料（図表3）

福祉タクシー券事業

図表4 年度別利用実績



【事業対象者】

- 令和5年度までは、高齢者世帯の65歳以上の者で、交通手段がない者又は日中高齢者のみになり、交通手段がない世帯の者
- 令和6年度から、65歳以上の者で、自身による交通手段がない者
- 1枚700円（初乗り700円）
- 年間1人36枚配布（郵送）

【令和6年度】

- 事業費：6,840千円

（出所）企画政策課企画係資料（図表4）

飯島町の地域公共交通を取り巻く状況④

J R 飯田線の駅別乗降客数

政府が公開する統計データによると、J R 飯田線の停車駅の中で最も1日の平均乗降客数が多い駅は豊橋駅であり、その数は7万7,610人となっています。2位は豊川駅（5,568人）、3位は伊那市駅（1,832人）です。

■ J R 飯田線の停車駅の駅別乗降客数（人/日）をランキングで示すと下表になります。（全93駅※辰野町なし）

順位	駅名	2019	2020	2021	2022
1	豊橋	92,851	60,204	68,682	77,610
3	伊那市	2,377	1,973	1,748	1,832
7	飯田	1,654	1,344	1,252	1,233
15	駒ヶ根	949	807	753	831
28	飯島	509	424	424	443
37	七久保	269	256	264	269
64	伊那本郷	73	82	73	69
69	田切	87	77	53	49
71	高遠原	43	33	33	35

（出所）統計情報リサーチ

少子高齢社会が地域の公共交通に与える影響は・・・



Ⅱ.地域公共交通計画の策定に向けて

1.地域公共交通計画とは

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づいた**法定計画**
- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする**地域公共交通マスタープラン**
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項による地域公共交通計画作成の**努力義務化**

2.計画作成の目的

飯島町第6次総合計画（総合戦略）改訂版、飯島町都市計画マスタープラン※1、飯島町立地適正化計画※2等の関連する計画との整合性を図りながら、公共交通における長期的な基本方針を示すとともに、地域の特性にあった持続可能な公共交通体系を確立する。

- ※1 飯島町都市計画マスタープラン（令和8年3月）完成予定
 ※2 飯島町立地適正化計画（令和8年3月）完成予定

3.計画の位置づけ

- ・飯島町第6次総合計画（総合戦略）改訂版（令和7年9月）
- ・計画期間：令和8年度～令和12年度

飯島町第6次総合計画改訂版

Ⅲ 分野別基本施策

基本目標1

住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり

基本的方向

ふたつのアルプスに守られた豊かな自然環境の中で、将来にわたって住民みんなが安全で安心して暮らしていけるまちを目指します。万一の災害に十分な備えを進めると共に、暮らしを支える公共交通機関の確保や役場機能の効率化を進めていきます。

SDGsの主な指針



基本目標 — 基本計画 — 施策

- (1) 災害に備えた防災体制の充実
 - 1-(1)-① 総合的な防災・減災の確立
 - 1-(1)-② 情報発信の強化と相互受信体制の整備
- (2) 住民主体の防災力アップ
 - 1-(2)-① 自助を基本とする防災意識・防災力の向上
 - 1-(2)-② 共助による地域防災力の向上
- (3) 新たな時代の消防団づくり
 - 1-(3)-① 消防団組織・活動の活性化
- (4) 先端技術を活用した未来のサービスづくり
 - 1-(4)-① デジタル技術による業務効率化や電子申請などDXの推進
 - 1-(4)-② 情報セキュリティ運用の継続的な見直しと安全確保
- (5) 効果的で速やかな情報発信
 - 1-(5)-① 社会情勢に合わせた住民へ伝わる情報発信の最適化
- (6) 安心して暮らせる地域公共交通の確保
 - 1-(6)-① 地域性に配慮した交通環境の充実
- (7) 未来を担う職員の育成と役場機能の効率化
 - 1-(7)-① 働きやすい職場づくり・人材育成の推進
 - 1-(7)-② 定員管理計画に沿った職員数管理
 - 1-(7)-③ 有事の際に業務が継続できる施設整備や空間デザインの研究

関連する主な個別計画

○飯島町地域防災計画○飯島町定員管理計画○飯島町職員人材育成基本方針○飯島町特定事業主行動計画○飯島町DX推進方針○飯島町国土強靱化地域計画

施策指標

指標		目標値（R12）
1-(1)-①	災害用飲料水の備蓄数（1箱12リットル）	250箱
1-(1)-②	飯島町LINE公式アカウント登録者数（延数）	2,000人
1-(2)-①	自主防災会等での防災講座の開催回数（延数）	100回
1-(2)-②	自主防災会独自計画策定等支援件数	5件
1-(3)-①	消防団員数（定数対実人数）	250人
1-(4)-①	電子申請・届出システムに対応した様式数（延数）	55件
1-(4)-②	セキュリティインシデント発生件数	0件
1-(5)-①	飯島町公式ホームページへのアクセス件数	380,000件
1-(6)-①	地域循環バス年間利用者数	5,300人
1-(7)-①	長野県市町村職員研修センターの実施する接遇力向上研修への参加職員	2人
1-(7)-②	国、県への研修派遣職員数（延数）	10人
1-(7)-③	長野県市町村職員研修センターの実施するEBPM研修への参加職員	2人

（出所）飯島町第6次総合計画改訂版（2025年（令和7年）9月）概要版

4. 飯島町公共交通計画の基本事項

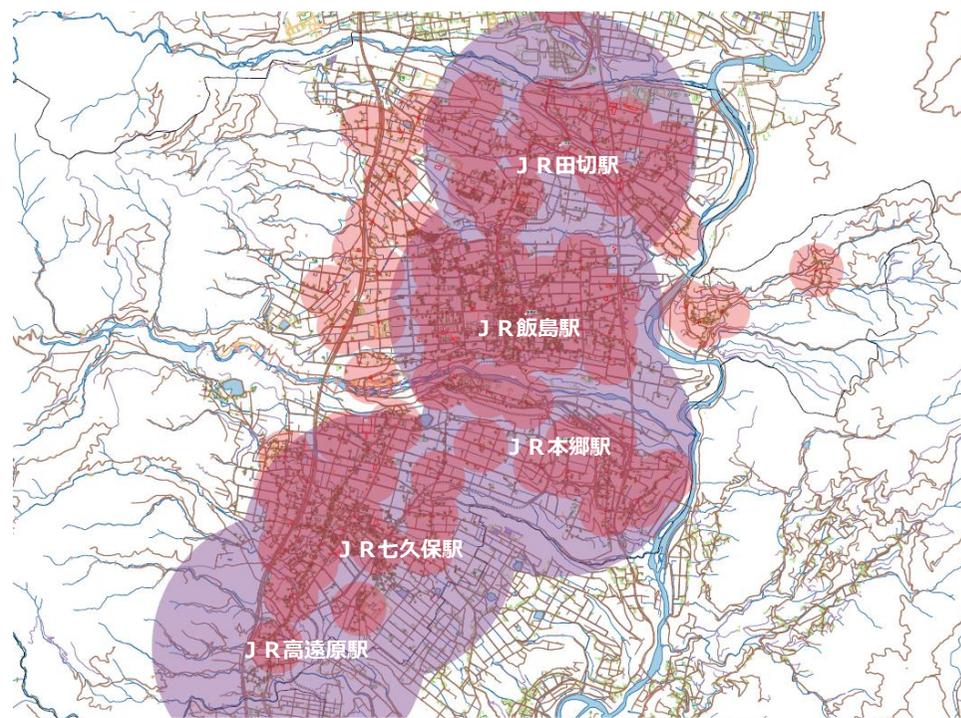
- ・ 計画の区域：飯島町全域
- ・ 計画の対象：鉄道・路線バス、デマンド交通、スクールバス等
- ・ 計画の期間：2028（令和10）年度～2030（令和12）年度の3カ年計画を想定



5. 公共交通における全国的な問題点

- ・ 公共交通機関の利用者の減少
- ・ 交通事業者の運転者不足
- ・ 運転免許証返納者の増加

■ 公共交通空白地域の現状



条件		総人口 (2025.9.1)	人口カバー率 (人口)		空白地域人口率 (人口)
JR駅	半径1,500m	8,809人	89.5% (7,884人)	97.4% (8,582人)	10.5% (925人)
バス停	半径300m		86.3% (7,601人)		13.7% (1,208人)

6. 飯島町の公共交通をとりまく主な課題

- ・ 路線バスを中心とした既存の公共交通の本数・運行区間の限界
- ・ 運行エリア・時間帯の制約、運転手不足などにより利便性が十分に確保されていない状況
- ・ 免許返納後の移動手段の確保が難しく、医療機関・介護拠点・買い物施設等へのアクセスが脆弱になるケースの増
- ・ 日常の買い物や生活利便性の低下が地域の活力低下にもつながることによる、商店の維持や高齢者の外出機会の確保への影響
- ・ 交通空白対策に必要な財源の確保と継続的な運用体制の確立が不可欠である点

7.策定スケジュール

策定 スケジュール

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）を活用し、令和8、9年度の2カ年で策定を進める。

2025年度 (令和7年度)

計画の策定に向けた体制の整備と構築・進め方の決定

タスク	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
交通会議											●	
①要綱等整理	→											
②概況・現況整理等	→											

2026 (令和8年度)

「地域公共交通計画策定に資する基礎資料作成業務」
・計画を策定するにあたり、町民・利用者等の多様な移動ニーズや利用実態を把握・評価したうえで、本町における地域公共交通の課題を整理する。

タスク	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
交通会議		●									●		
①町の現状把握			→ 内容検討・実施										
②公共交通の現状把握			→ 内容検討・実施										
③利用実態調査			→ 内容検討・実施										
④利用者の移動特性やニーズの把握（アンケート）			→ 内容検討・実施										
⑤関係者ヒアリング			→ 過年度データ等に基づく整理									→ 整理	

結果分析

2027年度 (令和9年度)

「地域公共交通計画策定支援業務」令和8年度に実施した各種ニーズ調査や地域公共交通の課題の整理を踏まえ、地域公共交通計画を策定するために必要な目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定、目標を達成するために行う事業及びその実施主体等を検討するとともに、全国の公共交通に関する優良事例の調査等を参考にしながら、効果的、かつ導入可能なスキームを検討し、計画書のとりまとめを行う。

タスク	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
交通会議		●					●				●	
①方針・目標・区域の設定	→ 検討・案作成		→ 交通会議意見反映・案作成					計画案 確定				
②事業・実施主体検討	→ 検討・案作成		→ 交通会議意見反映・案作成									
③優良事例導入検討	→ 優良事例調査		→ 導入可能性検討		→ 案作成							
④パブリックコメント					※1「中間案」を完成させ「飯島町」へ提出 ※2「飯島町」は中間案を庁内協議、議会へ説明			→ 準備・実施				
⑤完成											→ 意見反映・完成	

8.公募型プロポーザルによる業者選定

- ・地域公共交通計画は、都市計画等との調和が保たれたものでなければならない（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第6項）
- ・「『交通空白』解消に向けた取組方針2025」における取組方針に基づき、全ての要モニタリング地区を位置づける計画の策定
- ・具体的な地域名に加え、居住誘導区域や都市機能誘導区域を明記し、立地適正化計画など関連する都市計画と連携方針を示したうえで計画を策定
- ・医療・介護・教育等の地域課題に対する取組みを計画に盛り込み策定
- ・アップデートガイダンスをはじめとするアップデートポータル上に記載された内容を参照し計画を策定
(国土交通省「MOBILITY UPDATEU PORTAL」自治体や事業者向けの実務支援サイト)
- ・業務委託費については、国による支援（国庫補助金）「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」を活用する予定（令和8年度）

(参考) 立地適正化計画とは、都市再生特別措置法（平成12年法律第14号）第81条も基づき市町村が策定する計画です。人口減少や高齢化社会に対応し、医療・福祉・商業施設と住宅を一定のエリアに集約する「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進する行動計画です。住民を集める「居住誘導区域」と、都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、持続可能なまちづくりと安全な生活環境の維持を目指します。
飯島町立地適正化計画（令和8年3月策定予定）、計画期間：令和8（2026）年度～令和27（2045）年度

<プロポーザル実施スケジュール（予定）>

令和8年度飯島町地域公共交通計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領参照

期日	内容	備考
令和8年4月6日（月）	実施公告（実施要領等の公表）	
令和8年4月24日（金）	【第一次】参加申込書の提出期限※参加申込が4者以上の場合実施	
令和8年5月1日（金）	質問受付期限（受付締切）	電子メール
令和8年5月8日（金）	質問に対する回答	電子メール
令和8年5月15日（金）	企画提案書提出期限（提出締切）	
令和8年5月25日（月）	【第二次】審査員会（プレゼンテーション審査）	事業者の決定
令和8年5月28日（木）	審査結果通知	
令和8年6月1日（月）	契約締結・業務開始予定	

Ⅲ.地域公共交通計画のポイント

1.地域公共交通計画の記載項目

地域公共交通計画の法定の記載事項

■ 記載事項

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第2項)

- ① 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- ② 地域公共交通計画の区域
- ③ 地域公共交通計画の目標
※目標設定に当たり、地域旅客運送サービスについての利用者の数、収支、地域旅客運送サービスの費用に対する国及び地方公共団体の負担に関する金額、その他必要と認める事項について定量的な目標を設定するよう努めるものとする（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第4項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則第10条の2）
- ④ 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
※本事項において、地域公共交通特定事業に関する事項も記載可能（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第5項）
- ⑤ 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

■ 記載に努める事項

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第3項)

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
※立地適正化計画
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ 前項①②③のほか、地域旅客運送サービスに持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

2.地域公共交通計画の内容

地域公共交通計画は、法に基づく記載事項を踏まえ、計画を以下の内容で整理する予定です。

記載事項の概要と本町における記載方針（案）

記載事項	本町における記載方針
①基本的な方針	地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、計画が目指すべき将来像との中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。
②計画の区域	飯島町全域を基本とし、現況分析及び現況整理の結果を踏まえて計画の区域を決定します。
③計画の目標	現況分析及び現況整理の結果を踏まえ、課題を整理し、課題解決及び①基本的な方針の実現のため、計画期間中に達成すべきことをまちづくり全般に係る目標及び地域旅客運送サービスに係る目標の視点から設定します。
④実施事業	①基本的な方針に沿った目標設定を行い、その達成のために実施する施策・事業を検討します。
⑤実施主体	④実施事業を実施する主体を明確にし、連携を図ります。
⑥計画の達成状況の評価	③計画の目標及び④実施事業の達成状況を社会情勢を踏まえて評価します。目標値について、実効性の高い指標を検討します。また、達成状況の評価方法・P D C Aの実施方法について整理します。
⑦計画期間	令和10年度から令和12年度までの3年間とします。
⑧その他	その他必要な事項があれば記載します。

(参考) 飯島町地域公共交通計画策定イメージ

背景

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

- ①令和2年改正のポイント：「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ
- ②令和5年改正のポイント：地域関係者の連携・協働による「共創」による地域公共交通ネットワークの「リ・デザイン（再構築）」

目的

持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保し、地域住民や観光客などの幅広い利用者が利用しやすい交通サービスの提供を目指すため、共創を通じたリ・デザインの視点から計画の策定

計画

飯島町地域公共交通計画（2028（令和10）年3月策定）予定

交通将来像 ●●●●●●

基本方針1	飯島町の将来都市構造を支える公共交通ネットワークの形成
目標	町内の公共交通の利便性・生産性向上
基本方針2	広域連携・交流を促進する新たな広域路線の導入に向けた取組の推進
目標	周辺市町村など広域的な移動手段の増加
基本方針3	わかりやすく・利用しやすい公共交通利用促進施策の展開
目標	公共交通の認知度・満足度の向上

いいちゃんバス運行エリア



公共交通軸	広域交流路線	地域交流路線	生活交流路線	個別送迎
東海旅客鉄道（JR東海） JR飯田線	—	いいちゃんバス （病院線／飯島駅～駒ヶ根市）	いいちゃんバス （地域線／デマンド型）	一般タクシー

方針

1. ネットワークの利便性・持続可能性・生産性が向上するよう再構築（交通DX、交通GX、3つの共創）。
2. ダイヤや運賃などのサービス面の改善・充実についての取組。
3. 公共交通機関だけでなく、学校、福祉、病院等の送迎サービスなど地域の多様な輸送資源活用。
4. 実効性確保のため、定量的な目標設定、毎年度評価の仕組みの制度化、定量的データに基づいたPDCAサイクルの確立。

期間

2028（令和10）年度～2030（令和12）年度の3カ年計画を想定



IV.地域公共交通計画策定に係る調査等の 手続きについて

飯島町地域公共交通計画策定に係る調査等の手続きについて（国庫補助事業イメージ）

背景経緯

飯島町では、現在「飯島町第6次総合計画（飯島町デジタル田園都市国家構想総合戦略）（令和3年度～12年度）」で掲げた将来像の達成に向け、町内の公共交通の利便性・生産性向上等の各種取組を進めている。

他方、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年11月施行）」において「**地域公共交通計画**」の策定が規定された。

上記を踏まえ、飯島町地域公共交通協議会では、「飯島町地域公共交通計画（令和●年度～）」を策定するために、**令和7年度より計画策定に必要な調査に着手**することとしている。

国からの支援

地域公共交通計画策定に係る調査費用を対象として国の補助金支援制度が設けられていることから、令和●年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）へ飯島町地域公共交通協議会として申請（令和●年●月●日付）

なお、当該補助金交付に際して、**国より以下の内容が注意事項として通知**されている。

- ① 補助対象事業者の名義で契約を行ったものが補助対象となる。協議会名で交付決定を受けているものについては、**自治体名での契約は原則、補助対象外**になる。（契約書・請求書等の名義を確認する。）
- ② 補助金の振込先口座は、協議会の口座である必要がある。（**市町村の口座では補助金を受けることができない。**）

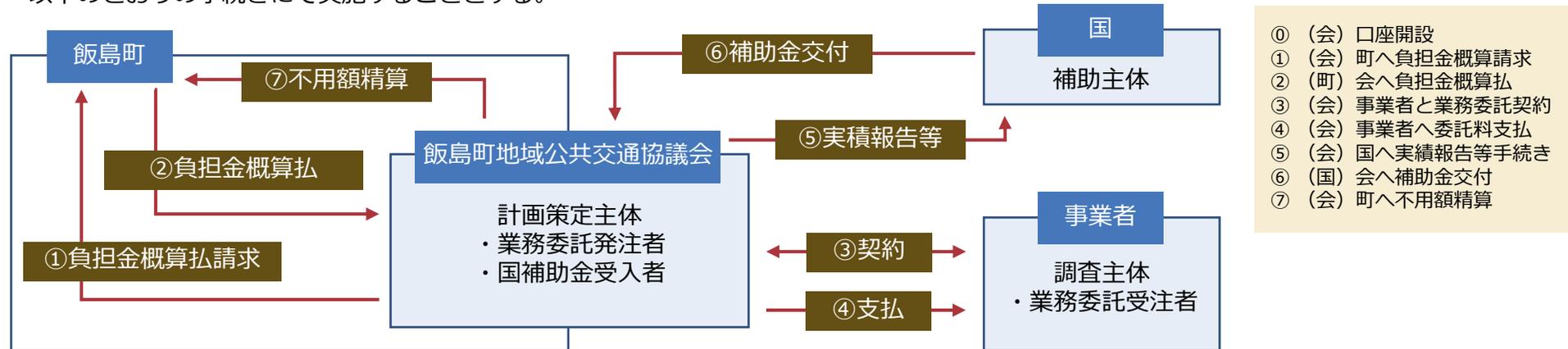
対応

上記を踏まえ、以下の対応が必要であると整理する。

- ① 飯島町公共交通協議会会長名義の**口座新規開設** ※補助金歳入及び調査事業費支出を行うためのもの（従前は町一般会計にて処理）
- ② 飯島町への**負担金請求に係る処理** ※協議会の名義で調査事業を行うための費用を請求等するもの
- ③ **調査事業の発注**に係る処理 ※コンサル業者と調査に係る業務委託契約を締結するもの
- ④ **補助金受入**に係る処理 ※国からの補助金を受け入れるもの

手続き

以下のとおりの手続きにて実施することとする。



その他

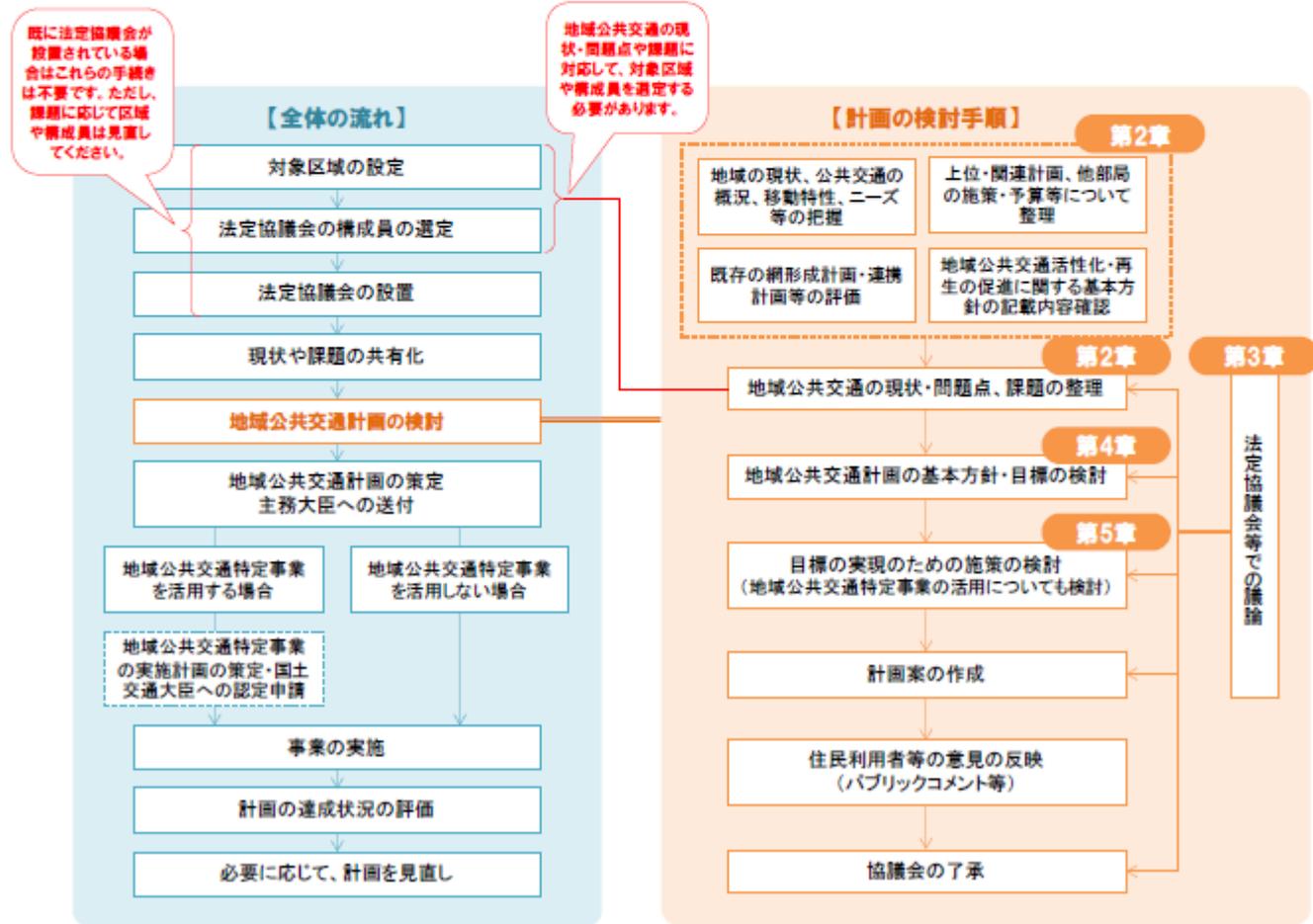
- ・新規に開設した口座の出入金については、年度の処理が完了した後に協議会へ報告するものとする。
- ・契約等に係る事務処理については、飯島町の規定に準拠する。

その他頻出資料

1.3 地域公共交通計画の作成手順は？

① 地域公共交通計画作成のプロセス

地域公共交通計画作成に関する、全体の流れ及び計画の検討手順・作成スケジュールについては、下図のとおり「地域交通法に基づく協議会（以下、法定協議会と呼びます）」を含む全体の流れを踏まえた上で、計画そのものの検討手順を確認してください。法定協議会の対象区域や構成員については、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、設定・見直しすることも考えられます。



▲ 計画作成のプロセス

地域公共交通計画策定事業について

事業概要

- ・「市町村」、「複数市町村」又は「都道府県と市町村」での作成に対して、
補助上限額 500万円（補助率 1 / 2）を補助。

【補助対象経費】

協議会開催事務費、地域データの収集・分析の費用、住民・利用者へのアンケート、MMの実施、短期間の実証運行
 （注）応募件数や事業毎の要望額などにより、補助額は変動の可能性があります。

事業の採択にあたり、必須とする項目および重点支援を行う項目

【必須項目】

- ①『交通空白』解消に向けた取組方針2025」における取組方針に基づき、**全ての要モニタリング地区**※1を新たに位置付ける計画の新規策定・変更・改訂を行う予定であること。

【重点支援項目】

- ②アップデートガイドスをはじめとするアップデートポータル上に記載された内容を参照し、計画の新規策定・変更・改訂を行う予定であること。
- ③具体的な地域名に加え、居住誘導区域や都市機能誘導区域を明記し、立地適正化計画など関連する都市計画との連携方針を示したうえで計画を新規策定・変更・改訂する予定であること。
- ④医療・介護・教育等の地域課題に対応する取組みを計画に盛り込み、関係部局との連携を図ることを想定していること。（例：部活動の足改善に向けて、教育関連部門と連携して課題解決に取り組む 等）

※1公表した「交通空白」地区数および「要モニタリング」地区数：[001892135.pdf](#)

※重点支援項目を多く選択しており、かつその内容を「事業量調書」に具体的に記載している事業の採択を優先致します。

※具体的な要モニタリング地区が分からない等不明点があれば、各地方運輸局にご確認ください。

利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、令和5年度に新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

地域公共交通再構築事業

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【交付金事業者】 地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【補助率】 1/2

【交付対象事業】 **地域公共交通特定事業**※の実施計画の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

【補助要件】

(1) 地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること
※鉄道については、再構築協議会等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線（原則輸送密度4,000人未満の線区）が対象

(2) 地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること

(3) 事業の効果（実効性）を確認するための目標設定

- ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること

(4) 実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



※JRに関し、「新会社」がその事業を営むに際し「当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない 12

フィーダー補助金のイロハ

令和7年5月26日
関東運輸局



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」



注)当資料は令和7年5月時点の要綱・要領等を反映し作成したものです。申請にあたっては、最新の要綱・要領等を確認するようお願いいたします。

1. 補助要件



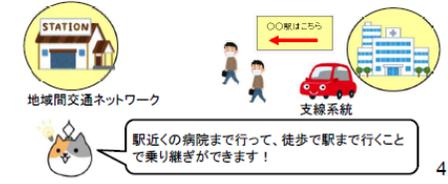
主な補助要件

- ▶ 地域公共交通計画に**運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法**の記載があること
 - ▶ 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行(注意)道路運送法21条許可による運行は補助要件を全て満たしていても一律補助対象外です!!
 - ▶ 補助対象地域間幹線バス系統と接続※1するものであること/過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続するものであること(通称:接続性)
 - ▶ 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること(通称:新規性)※3
 - ▶ 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること
 - ▶ 1回当たりの乗車人員が2人以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
 - ▶ 計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統
- ※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているもの
 ※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統(複数市町村にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの)、鉄道、航路、航空路
 ※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される(補助対象期間は各計画の認定期間に限る)

〇「接続」イメージ…停留所等の共有



〇「接続」イメージ…停留所等の近接



1. 補助要件



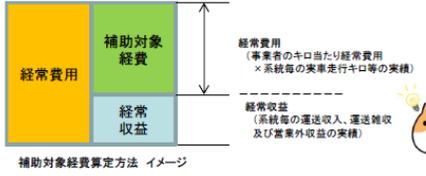
そもそも「フィーダー補助金」とは…??

- ▶ 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- ▶ 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- ▶ 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- ▶ 補助対象事業者は活性化法定協議会



補助率は…??

- ▶ 補助率は補助対象経費※1の1/2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ▶ ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- ▶ 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算出
- ※2 通知文:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額について (https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoujii/hojokin.html)参照



赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)

1. 補助要件



補助対象系統に係る補助要件を満たすほか、地域公共交通計画において、**補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等**を記載すること

地域公共交通計画(本体)へ記載する事項

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
 - ▶ 補助系統について、地域に存在する様々な公共交通全体の中でどのような位置付けとなるのか明示。(幹線・支線なのか、どのような役割を担っているのかなどを記載する想定)
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - ▶ 補助対象の地域の公共交通における位置付け・役割を踏まえて、なぜ**地域公共交通確保維持事業が必要となるのかを記載(補助系統の必要性ではないので要注意!!)**
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
 - ▶ 補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載。
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法
 - ▶ 地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定し、定量的な目標に関する評価手法等について記載(個別の補助系統の目標及び目標に関する評価手法等は別紙に記載)

※地域公共交通計画(別紙)に記載する事項

- 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 補助系統の概要及び運送予定者
 - 定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
 - 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統)
 - 車両の取得や資客混載の導入等に関する事項
 - その他、詳細な事項
- ⇒別紙には、補助系統等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出。

交通計画と補助金の運動については「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の運動化に関する解説パンフレット」(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480550.pdf>)をご覧ください!

次のページから具体の事例をご紹介します!

